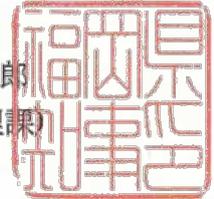


7漁管第2125号
令和8年1月14日

福岡県有明海区漁業調整委員会 会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」という。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び福岡県漁業調整規則第 11 条第 1 項に基づく公示（福岡県有明）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

(1) 県外からの入漁分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を除く。)	1月1日から12月31日まで	制限なし	制限なし	7隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町又はそれに隣接する市町に住所を有する者
	すずき流し刺し網						
	雑魚一重流し刺し網						
固定式刺し網漁業	固定式刺し網						
げんしき網漁業	げんしき網						

(2) 県内許可分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	固定式刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を含む。)	1月1日から12月31日まで	制限なし	制限なし	3隻	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月1日から令和8年2月28日まで

7水第1798号

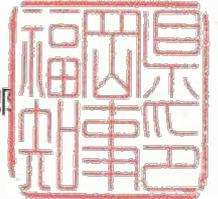
令和8年1月22日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

半田 亮司 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第14条第10項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



令和8年1月29日
福岡県有明海区漁業調整委員会資料

福岡県資源管理方針の一部改正について

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○資源管理に関する基本的な事項の見直し

福岡県資源管理方針第7条において、「直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。」と規定されている。

福岡県資源管理方針は令和2年12月1日に制定されており、制定から5年が経過したため、県でその内容の検討・見直しを行った。

そこで今回、第1条 資源管理に関する基本的な事項 について、漁業の状況の更新を行いたい。

○くろまぐろ（大型魚）の漁獲量管理手法、その他重要事項の変更

令和8年4月1日より、漁業法の一部が改正され、法第26条2項に、30kg以上のくろまぐろが特別管理特定水産資源として定められる。

そこで今回、福岡県資源管理方針別紙1－4で定める、くろまぐろ（大型魚）の漁獲量の管理の手法、その他資源管理に関する重要事項を変更したい。

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和5年の生産量で4.7万トン、生産額は325億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-2 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「別紙3-12 まあなご福岡県海域（筑前海）」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。) とする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

配分の変更について、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会については、漁獲可能量を設定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

くろまぐろ (大型魚) は法第 26 条第 2 項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

改正案	現行方針
<p data-bbox="365 300 589 323">福岡県資源管理方針</p> <p data-bbox="745 336 1077 400">(制定 令和2年12月1日) 最終改正 令和8年〇月〇日</p> <p data-bbox="277 448 696 472">第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p data-bbox="315 488 483 512">1 漁業の状況</p> <p data-bbox="327 523 1088 775">本県の水産業は、令和5年の生産量で4.7万トン、生産額は325億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p data-bbox="315 788 416 812">2 (略)</p> <p data-bbox="277 823 461 847">第2～第8 (略)</p> <p data-bbox="297 898 725 922">(別紙1-1)～(別紙1-3) (略)</p> <p data-bbox="297 973 439 997">(別紙1-4)</p> <p data-bbox="277 1013 501 1037">第1 特定水産資源</p> <p data-bbox="353 1048 580 1072">くろまぐろ(大型魚)</p> <p data-bbox="277 1088 1010 1112">第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p data-bbox="353 1123 815 1147">福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分</p> <p data-bbox="304 1163 719 1187">(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p data-bbox="315 1198 365 1222">(略)</p> <p data-bbox="304 1238 595 1262">(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p data-bbox="353 1273 1088 1297">当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、</p>	<p data-bbox="1200 300 1424 323">福岡県資源管理方針</p> <p data-bbox="1597 336 1906 400">(制定 令和2年12月1日) 最終改正 令和7年12月26日</p> <p data-bbox="1113 448 1532 472">第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p data-bbox="1151 488 1319 512">1 漁業の状況</p> <p data-bbox="1162 523 1924 775">本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p data-bbox="1151 788 1252 812">2 (略)</p> <p data-bbox="1113 823 1296 847">第2～第8 (略)</p> <p data-bbox="1133 898 1561 922">(別紙1-1)～(別紙1-3) (略)</p> <p data-bbox="1133 973 1274 997">(別紙1-4)</p> <p data-bbox="1113 1013 1337 1037">第1 特定水産資源</p> <p data-bbox="1189 1048 1415 1072">くろまぐろ(大型魚)</p> <p data-bbox="1113 1088 1845 1112">第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p data-bbox="1189 1123 1650 1147">福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分</p> <p data-bbox="1149 1163 1563 1187">(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p data-bbox="1160 1198 1209 1222">(略)</p> <p data-bbox="1149 1238 1440 1262">(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p data-bbox="1189 1273 1924 1297">当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、</p>

漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
（略）

第4 その他資源管理に関する重要事項

くろまぐろ（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

（別紙1-5）～（別紙1-11） （略）

（別紙2-1） （略）

（別紙3-1）～（別紙3-12） （略）

漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
（略）

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1-5）～（別紙1-11） （略）

（別紙2-1） （略）

（別紙3-1）～（別紙3-12） （略）

刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 120隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

(2) 船舶の総トン数 定めなし

(3) 推進機関の馬力数 定めなし

(4) 操業区域 福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

(5) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

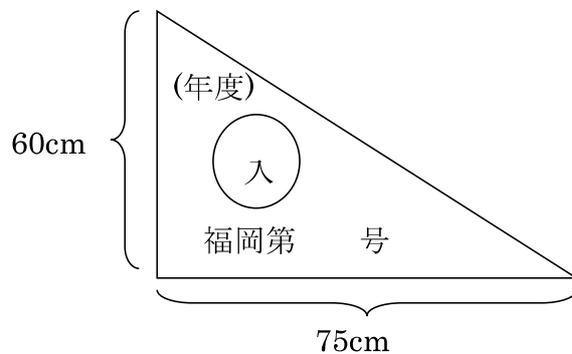
2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参 考：標旗の様式



4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

【すずき流し刺し網漁業】

○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【えび三重流し刺し網漁業】

○条件

1. 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2メートル以下でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【雑魚一重流し刺し網漁業】

○条件

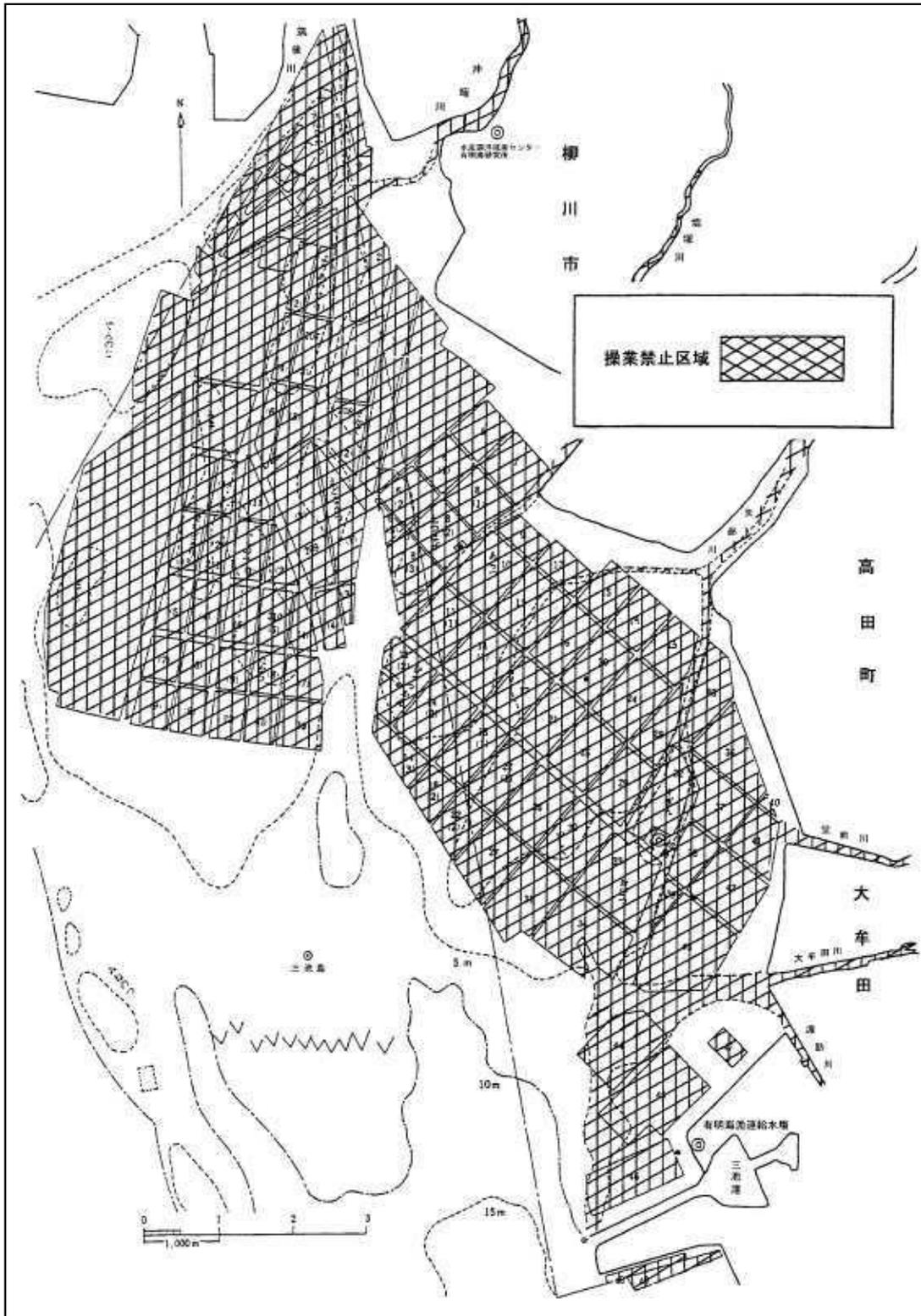
1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁業】

○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の濬筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁操業可能区域】



【げんしき網漁業】

○条件

1. 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は1統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

令和8年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針（案）

第1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

第3 申請すべき期間

1 申請すべき期間は、令和8年4月27日から令和8年6月1日までとする。

2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を

超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

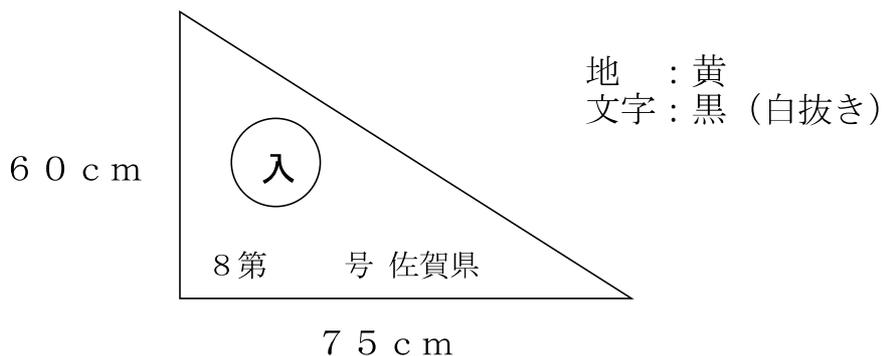
第5 条件
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

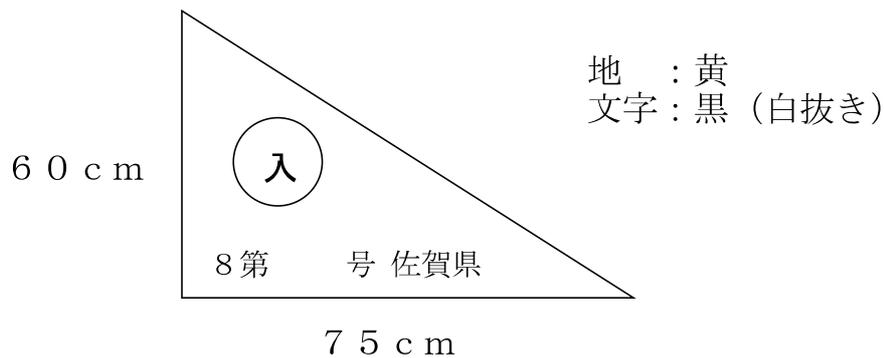
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。）
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

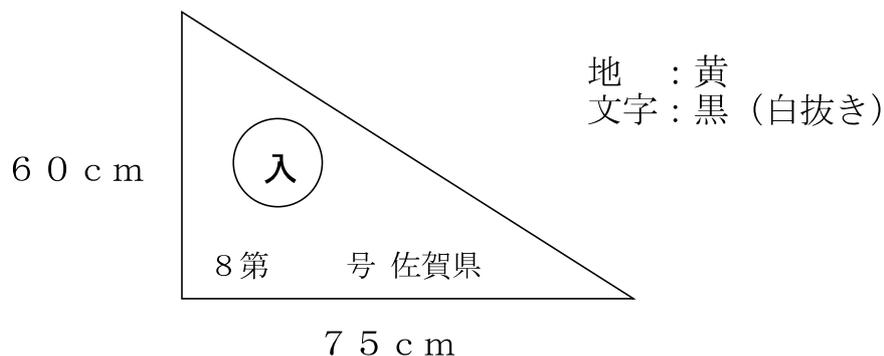
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

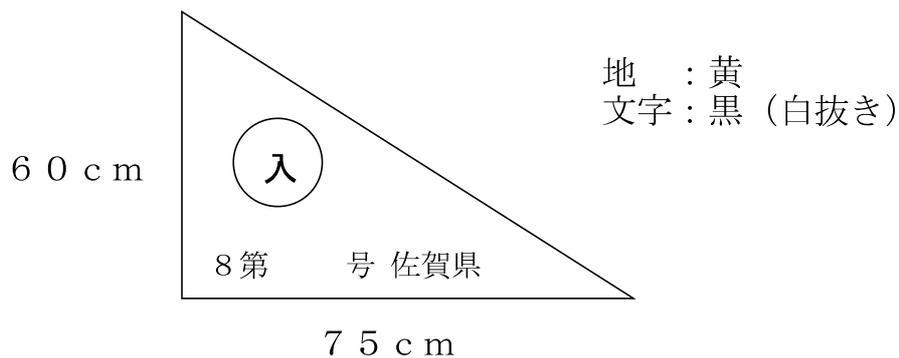
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(固定式刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

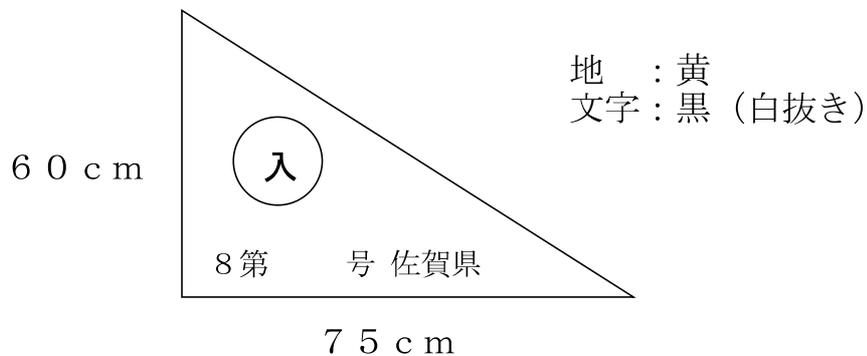
- 2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考 : はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

令和8年度刺し網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・条件等		福岡県からの入漁（佐賀県知事許可）	佐賀県からの入漁（福岡県知事許可）
操業区域		佐賀県有明海（大臣管轄漁場を除く。）	福岡県有明海海域（大臣管轄漁場を除く。）
許可枠		120隻	120隻
許可の有効期間		令和8年7月1日～令和9年6月30日	令和8年7月1日～令和9年6月30日
操業旗の掲揚		操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (黄色地に黒文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (赤色地に白文字)
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 (有共第2号及び第3号の区域内)	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	530m（仕立上り）以下	530m（仕立上り）以下
	網の目合い	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	300m（仕立上り）以下	300m（仕立上り）以下
	網の目合い	外網18cm以下、内網3.5cm以下	外網18cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
	網の統数	2統以内 (2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えることはできない。)	2統以内 (2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。)
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	漁業調整規則第55条に明記	
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
	網の統数	1統	1統 網は一重網
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	1統
	ボンデンに設置する旗		水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止	
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内（第1種区画漁業権（ノリ養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止）	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大船通し、大潮通し（矢部川、塩塚川等のみお筋を含む）
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止	

刺し網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県:佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	8	7	6	5	4	3	2	元	30	29	28
地	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒
入	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒

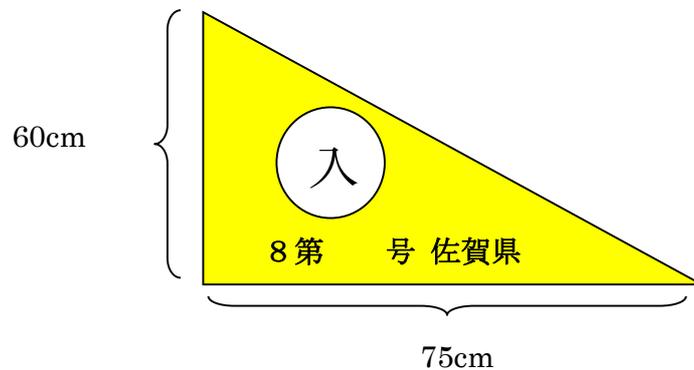
発行県:福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

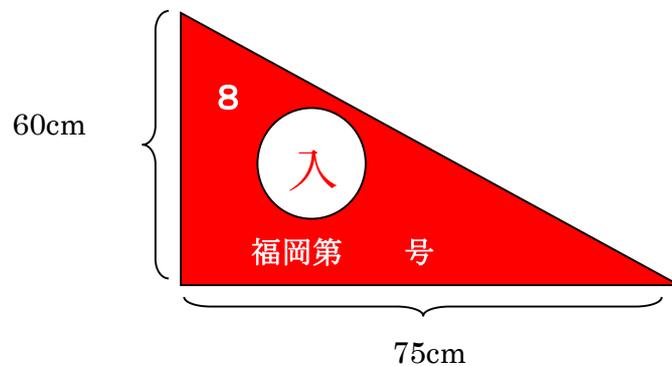
年度	8	7	6	5	4	3	2	元	30	29	28
地	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒
入	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤

○令和8年度刺し網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)



7水管第2611号
令和8年1月9日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川市漁業協同組合及び川口漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき別添のとおり貴委員会に報告する。

報告対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日(佐賀県有明海漁業協同組合)
 報告対象期間: 令和6年6月1日～令和7年5月31日(福岡有明海漁業協同組合連合会)

【共同漁業権】

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権【※】		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況(日)	生産量(kg)	行使権者数(人)	行使状況(人)			
農共1号	佐賀県有明海漁業協同組合 福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種共同	かき漁業	1月1日	12月31日	69	2,560	3,141	11	佐賀県有明海漁業協同組合 1. 漁業権行使規則の取組実績 ・行使規則の遵守 ・体長制限 ・漁具及び漁法の制限 2. 共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・海面清掃(河川より流下する枯草の除去) 3. その他の取組 ・委員会指示を踏まえた操業見送り及びビゼンクラゲの採捕制限 ・資源量の著しく減少している魚介類の自主的採捕自粛 ・県水産振興センターの定期・臨時モニタリングによる赤潮情報の生産者への提供 ・種苗放流、移植事業 ・有害生物の駆除	○	適切かつ有効に活用されている。
			あさり漁業	1月1日	12月31日	4,650	114,619		156			
			からすがい漁業	1月1日	12月31日	1	0		1			
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日	7	22		6			
			ばい漁業	1月1日	12月31日	105	1,490		5			
			あかがい漁業	1月1日	12月31日	11	15		5			
			くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日	1	0		1			
			もがし漁業	1月1日	12月31日	2	0		2			
			にし漁業	1月1日	12月31日	20	53		5			
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日	2	0		2			
			しおふき漁業	1月1日	12月31日	68	9,250		6			
			あげまき漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			まてがし漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			はいがし漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			しゃみせんがし漁業	1月1日	12月31日	1	0		1			
			たご漁業	1月1日	12月31日	274	1,806		10			
			餌むし漁業	1月1日	12月31日	4	3		2			
		しゃご漁業	1月1日	12月31日	7	2	1					
		いそぎんちやく漁業	1月1日	12月31日	5	3	1					
		第二種共同	三尺網漁業	1月1日	12月31日	1	0	1,200	1	福岡有明海漁業協同組合連合会 1. 漁業権行使規則の取組実績 ・休漁日の設定 ・資源量が著しく減少している魚介類の採捕禁止 ・体長制限 ・漁具及び漁法の制限 2. 資源維持、増殖等のために実施している取組 ・漁場清掃 ・食害対策試験、有害生物の駆除 ・生息調査 ・天然採苗器の設置、追跡調査 ・稚貝等放流、移植 ・母貝育成による生息域拡大技術の試行 ・種苗放流 3. その他の取組 ・密漁監視		
			あみもじ網漁業	1月1日	12月31日	0	0	1,253	0			
			こうもり網漁業	1月1日	12月31日	0	0	1,226	0			
			待網漁業(緊網及び手押網漁業を含む。)	1月1日	12月31日	12	60	1,235	1			
			かにかご漁業	1月1日	12月31日	159	3,488	1,209	4			
			いかかご漁業	1月1日	12月31日	123	2,422	1,194	8			
あなごかご漁業(笠を使用するものを含む。)	1月1日		12月31日	4	1	1,213	3					
うなぎかご漁業(笠を使用するものを含む。)	1月1日		12月31日	11	5	1,211	1					

【※】「行使権者数」について、第一種共同漁業権は漁協に所属している全ての組合員数、第二種共同漁業権は認証権者数もしくは正組合員数を記載。「行使状況」については、そのうちの行使者数を記載。

【区画漁業権】

報告対象期間:令和6年5月1日～令和7年4月30日

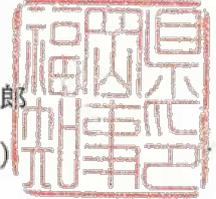
(1)免許番号等		(2)漁業権の内容	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況 (のり網枚数)	生産量	行使権者数 (人)	行使状況(人)			
農区第207号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	5,890	総生産枚数 約7.7億枚 総生産額 約191.7億円 【※】	404	50	1. 漁業権行使規則の取組実績 -「のり養殖漁場行使にあたり厳守すべき行使の内容」 (厳守事項)を公示 -漁業権管理委員会の実施 -資格審査の実施 2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 -漁場清掃 -漁場巡回監視 -漁場調査 -小間位置の点検管理 3. その他の取組 -新規就業者向け研修会の開催 -法人化に向けた勉強会の開催 -カキガラの検鏡、のり芽の検診	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第208号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4,414			55		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第209号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	10,124			105		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第210号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	17,584			176		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第211号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	9,706			101		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第212号	川口漁業協同組合 大川市漁業協同組合	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	20	27	1	○	適切かつ有効に活用されている。		
農区第213号	川口漁業協同組合 大川市漁業協同組合	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	1,401	27	27	○	適切かつ有効に活用されている。		

【※】知事免許漁場分を含む。

7 漁管第 2 1 6 2 号
令和 8 年 1 月 2 1 日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、福岡有明海漁業協同組合連合会及び柳川漁業協同組合から漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき報告します。



令和6年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況(有明海区)

報告の対象となる期間：令和6年6月1日～令和7年5月31日(漁連・有共及びノリ以外の区画)

令和6年5月1日～令和7年4月30日(漁連・ノリ区画)

令和6年4月1日～令和7年3月31日(有区第1号)

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ有効に 活用しているか	備考
共同	有共第1号	第1,2種	(略)	筑後川から福岡、熊本両県境界に至る間の福岡県地先	福岡有明海漁連	団体	1501	○	○	令和5年9月1日から 旧有共第2号と統合
区画	有区第1号	第1種	かきひび建 のり	柳川市昭南町地先	柳川	〃	6	－	○	
〃	有区第2号	〃	〃	柳川市橋本町地先	福岡有明海漁連	〃	404	－	○	
〃	有区第3号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第4号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第5号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第6号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第7号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第8号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第9号	〃	〃	柳川市大和町地先	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第10号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第11号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第12号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第13号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第14号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第15号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第16号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第17号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第18号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第19号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第20号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第21号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第22号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第23号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	
〃	有区第24号	〃	〃	〃	〃	〃	404	－	○	

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ有効に 活用しているか	備考
区画	有区第25号	第1種	のり	柳川市大和町地先	福岡有明海漁連	団体	404	—	○	
"	有区第26号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第27号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第28号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第29号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第30号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第31号	"	のり カキ垂下式	大牟田市地先	"	"	404 1190	—	○	令和5年9月1日から カキ垂下式が追加
"	有区第32号	"	のり	柳川市大和町地先	"	"	404	—	○	
"	有区第33号	"	"	大牟田市地先	"	"	404	—	○	
"	有区第34号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第35号	"	"	みやま市高田町地先	"	"	404	—	○	
"	有区第36号	"	"	大牟田市地先	"	"	404	—	○	
"	有区第37号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第38号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第39号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第40号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第41号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第42号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第43号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第44号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第45号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第46号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第48号	"	"	"	"	"	404	—	○	
"	有区第301号	第3種	あさり	柳川市橋本町地先	"	"	250	—	○	
"	有区第302号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	250	—	○	
"	有区第303号	"	"	大牟田市地先	"	"	250	—	○	
"	有区第304号	"	"	柳川市橋本町地先	"	"	250	—	○	
"	有区第305号	第1種 第3種	"	大牟田市地先	"	"	250	—	○	令和5年9月1日から旧有 区第47号の区画に新規 免許

全国海区漁業調整委員会連合会 九州ブロック会議 次第

〔 開催期日 令和7年10月30日(木)午後2時30分から午後5時まで
開催場所 大分センチュリーホテル 2階「桜の間」 〕

【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会(会長、事務局)
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室、水産庁九州漁業調整事務所、
内閣府沖縄総合事務局農林水産部林務水産課
- (3) 大分海区漁業調整委員会(会長、委員、事務局)、大分県農林水産部漁業管理課

1. 開会

司会：事務局長 平川 千修

2. 挨拶

- ① 主催者挨拶 全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 半田 亮司(福岡県連合)
- ② 開催地挨拶 大分海区漁業調整委員会 会長 阿部 貴史(地元海区)
- ③ 来賓挨拶 水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義
- ④ 地元県挨拶 大分県農林水産部水産担当審議監 大塚 猛
- ⑤ 来賓紹介

3. 議長選出

大分海区漁業調整委員会 会長 阿部 貴史

4. 議事録署名人選出(前回、次回の幹事県)

- ・福岡県連合海区
- ・鹿児島県連合海区

5. 議事

- 第1号議案 令和8年度要望事項について
第2号議案 次期開催海区について
- ・鹿児島県連合海区

6. その他

7. 閉会

令和8年度 要望事項一覧

No.	要 望 事 項	提出県	継続・新規	可否
1	海区漁業調整委員会制度について	長崎	継続	可決
2	海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について	熊本	継続	可決
3	海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の資質向上について	大分	継続	可決
4	違法操業の取締強化に向けた対応について	沖縄	継続	可決
5	クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について	佐賀	継続	可決
6	太平洋クロマグロの資源管理の推進について	長崎	継続	可決
7	太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について	宮崎	継続	可決
8	太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について	鹿児島	継続	可決
9	太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について	沖縄	継続	可決
10	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	福岡	継続	可決
11	大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業へ向けた指導の強化について	熊本	継続	可決
12	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について	鹿児島	継続	可決
13	沿岸漁業と沖合漁業（大臣許可漁業）との調整について	長崎	継続	可決
14	新たな資源管理措置について	福岡	継続	可決
15	新たな資源管理の推進について	長崎	継続	可決
16	日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について	長崎	継続	可決
17	日台漁業取決めの見直しについて	沖縄	継続	可決
18	我が国EEZ内における韓国漁船の操業禁止及び取締強化について	福岡	継続	可決
19	日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について	鹿児島	継続	可決
20	日中漁業協定の見直しについて	沖縄	継続	可決
21	日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について	長崎	継続	可決
22	東シナ海における漁船の安全操業確保について	熊本	継続	可決
23	遊漁者への安全啓発活動の強化について	長崎	新規	可決
24	ミニボートによる危険行為の防止について	佐賀	継続	可決
25	ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について	熊本	継続	可決

日本海・九州西広域漁業調整委員会第38回九州西部会

議 事 次 第

1 日 時：令和7年12月1日（月）10：30から

2 場 所：AP 東京八重洲 7階 P+Q ルーム

（東京都中央区京橋1-10-7 KPP 八重洲ビル）

※Webex を活用したウェブ会議との併催

3 議 事

（1）部会長職務代理者の互選について

（2）広域資源の管理について

① 九州・山口北西海域トラフグ

② 有明海ガザミ

③ 南西諸島海域マチ類

（3）その他

日本海・九州西広域漁業調整委員会九州西部会 委員名簿

任 期：4年 大臣選任委員：2022年6月1日～2026年5月31日

都道県互選委員：2025年10月1日～2029年9月30日

区分	氏名	現職	
県互選	山口県 仁保 宣誠 <small>ニホ ムベナリ</small>	山口県日本海海区漁業調整委員会委員	
	福岡県 富重 信一 <small>トミシゲ シンイチ</small>	筑前海区漁業調整委員会会長	
	佐賀県 伊藤 史郎 <small>イトウ シロウ</small>	松浦海区漁業調整委員会委員	
	長崎県 大久保 照享 <small>オオクボ テル タカ</small>	長崎県北部海区漁業調整委員会委員	
	熊本県 山田 雅章 <small>ヤマダ マサアキ</small>	天草不知火海区漁業調整委員会委員	
	鹿児島 阿久根 金也 <small>アクネ キンヤ</small>	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長	
	沖縄県 藤田 喜久 <small>フジタ ヨシヒサ</small>	沖縄海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二 <small>イワタ ユウジ</small>	山陰旋網漁業協同組合 顧問
		本川 貴広 <small>モトガワ タカヒロ</small>	大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき <small>サトウ</small>	株式会社タカスイ 総務部長
		宮本 洋平 <small>ミヤモト ヨウヘイ</small>	山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理 <small>ハツミ マリ</small>	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次 <small>タナカ エイジ</small> ▲	東京海洋大学 名誉教授
		合瀬 宏毅 <small>オオセ ヒロキ</small>	アグリフューチャージャパン理事長

※ ▲は部会長
(令和7年12月現在)

第46回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和7年12月2日（火） 13：00～

場 所：AP 東京八重洲 13階 A+B ルーム
（東京都中央区京橋 1-10-7 KPP 八重洲ビル）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

（1）委員の改選に伴う対応について

- ① 会長職務代理者の互選について
- ② 部会に属すべき委員の指名について

（2）令和7年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について

（3）太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について

（4）沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について

（5）広域資源の管理について

- ① 部会における取組
- ② トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
- ③ 日本海沖合におけるベニズワイガニ

（6）その他

- ① T A C資源拡大に向けた検討状況について
- ② 令和8年度資源管理関係予算について
- ③ 広調委の今後の役割等について
- ④ その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

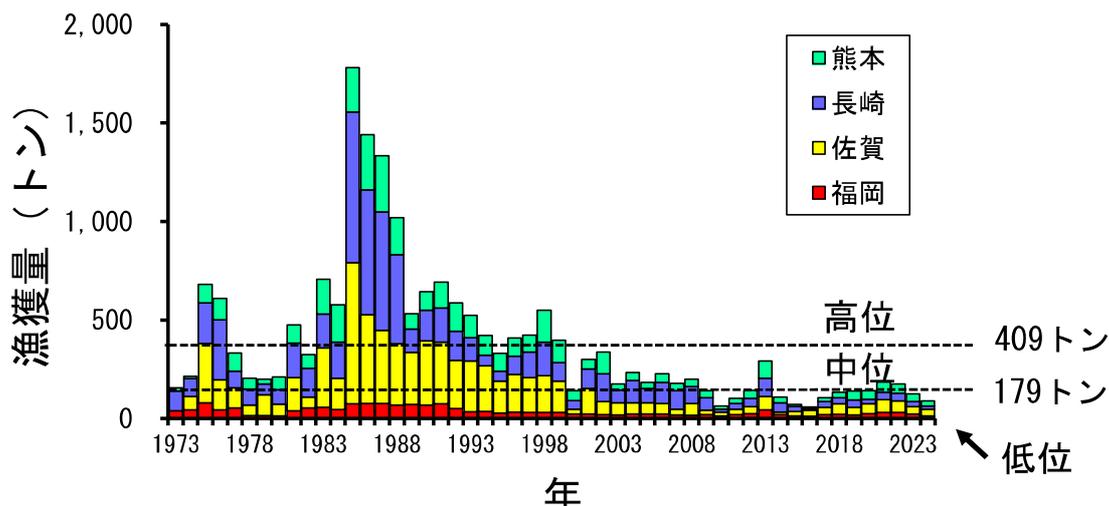
任期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

道府県互選委員（第7期）：2025年10月1日～2029年9月30日

区分	氏名	現職	
道府県互選	北海道 工藤 幸博	檜山海区漁業調整委員会 会長	
	青森県 立石 政男	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理	
	秋田県 大竹 敦	秋田海区漁業調整委員会会長代理	
	山形県 加藤 栄	山形海区漁業調整委員会会長	
	新潟県 土屋 貞男	新潟海区漁業調整委員会会長	
	富山県 網谷 繁彦	富山海区漁業調整委員会会長	
	石川県 勝木 省司	石川海区漁業調整委員会会長	
	福井県 浦谷 俊晴	福井海区漁業調整委員会委員	
	京都府 倉 幹夫	京都海区漁業調整委員会委員	
	兵庫県 川越 一男	但馬海区漁業調整委員会会長	
	鳥取県 山根 慎司	鳥取海区漁業調整委員会委員	
	島根県 永松 正則	島根海区漁業調整委員会会長	
	山口県 仁保 宣誠	山口県日本海海区漁業調整委員会委員	
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会会長	
	佐賀県 伊藤 史郎	松浦海区漁業調整委員会委員	
	長崎県 大久保 照享	長崎県北部海区漁業調整委員会委員	
	熊本県 山田 雅章	天草不知火海区漁業調整委員会委員	
	鹿児島 阿久根 金也	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長	
沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会委員		
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二	山陰旋網漁業協同組合 顧問
		本川 貴広	大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき	株式会社タカスイ 総務部長
		伊藤 保夫	小樽機船漁業協同組合代表理事組合長
		吉岡 力男	兵庫県機船底曳網漁業協会 理事
		宮本 洋平	山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
		山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次▲	東京海洋大学 名誉教授
		合瀬 宏毅	アグリフューチャージャパン理事長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

漁獲の動向

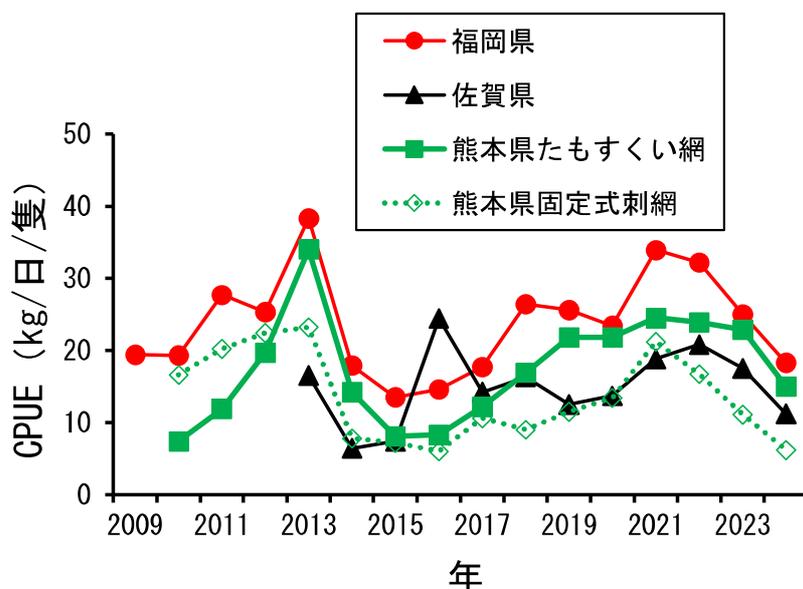


※水準区分 低位／中位：漁獲量179トン、中位／高位：漁獲量409トン
(4県合計漁獲量を三分位数によって三分割して判断)

- 4県の合計漁獲量は、1985年の最大値1,781トンから2000年の142トンにまで急減し、2024年には90トン（福岡15トン、佐賀33トン、長崎16トン、熊本26トン）となっている
- 4県合計と県別の漁獲量をそれぞれ三分位数によって三分割すると、すべてが低位に相当する

3

資源の動向



- 2009～2024年の各県・漁業種のCPUE（操業1日・1隻あたりの漁獲量）は、6～38（kg/日/隻）の範囲で増減を反復
- 2024年のCPUEは6～18（kg/日/隻）で、各県・漁業種の直近5年間（2020～2024年）の回帰直線の傾きはすべてマイナスで、減少傾向を示した

4

有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく令和7年度の実施状況

(令和7年9月末現在)

1. 広域資源管理方針の実施措置

措 置	令和7年度の実施状況
(1) 漁獲努力量の削減措置	
①抱卵ガザミ(黒デコ)の保護	関係県において、採捕された抱卵ガザミ(黒デコ)の再放流又は一時蓄養により抱卵ガザミの産卵機会の確保を実施。
②小型ガザミの再放流	関係県において、小型ガザミの保護のため、採捕された全甲幅長13cm以下のガザミの再放流を実施。
③軟甲ガザミの再放流	関係県において、資源保護、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミの再放流に努めることを実施。
④採捕禁止期間の設定	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第81号に基づき、有明海において、令和7年6月1日から6月15日までの間、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止し、抱卵ガザミの保護を実施。
(2) 資源の積極的培養措置	関係県において、ガザミ種苗放流を実施。
(3) 漁場環境の保全措置	福岡県において、漁場の環境を改善するため覆砂を実施。また、環境省の事業で、有明海福岡県地先の漂流物の回収を実施。 熊本県において、漁場環境の改善のため、流木等を回収する取組を実施。
(4) その他	
①各県による自主的取組措置	上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区においては、引き続き資源管理の取組が後退することがないように努め、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。 [実施内容に関しては別紙参照]
②広域資源管理方針の取組みの周知・協力要請	関係県において、マリナー、フィッシャリーナ、釣具店、関係漁協等におけるリーフレットによる広域資源管理方針の取組みの周知・協力要請を実施。

県名	措置	各県による自主的取組内容
福岡県	休漁	6月～8月の土曜日休漁
佐賀県	休漁 サイズ	土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流
熊本県	休漁	許可期間中60日以上 of 休漁（刺網・一部地域）
長崎県	休漁	有明海における小型機船底びき網漁業において ○5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第2及び第4土曜日の翌日15時から24時間 ○11月1日から2月28日（又は29日）の土曜日15時から24時間

2. 有明海ガザミ広域資源管理方針に係る広域資源管理検討会議及び漁業者協議会等の開催実績

(令和7年4月～令和7年9月)

開催年月日	会議名	参加機関	内容
R7.5.13	令和7年度第1回有明海ガザミ資源管理漁業者協議会	漁業者、漁連、長崎県庁、九調	<ul style="list-style-type: none"> ○有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく令和6年度の取組状況 ○第44回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について ○有明海ガザミ資源管理の取組推進について ○その他
R7.9.29	令和7年度第1回有明海ガザミ広域資源管理検討会議	漁業者、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、水研、水産庁	<ul style="list-style-type: none"> ○有明海ガザミ資源について ○令和7年度における広域資源管理の取り組みについて ○広域資源管理方針の見直しについて ○その他

I. 遊漁によるくろまぐろの管理について

釣り（遊漁）に関する規制（ルール）

- 令和3年度から遊漁による採捕に関する規制を導入。
- 令和7年度の採捕（釣り）に関する規制（ルール）は以下のとおり。

- (1) 小型魚（30kg未満）の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
- (2) 大型魚（30kg以上）の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
- (3) 大型魚（30kg以上）を採捕した場合は、陸揚げした日から1日（翌日）以内に水産庁へ以下の情報を報告。
 - ・採捕者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類（運転免許証等の提出）
 - ・採捕したクロマグロ情報：尾数、重量、計量方法、尾さ長（及び写真添付）、陸揚げ日・場所採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号（遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号）

- (4) 資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて採捕を禁止(※)。

〔※ 採捕禁止の運用について〕

- ・年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トン（9月から3トン）で均等配分し、各月の採捕上限として設定。
- ・各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月の採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。

- (5) 委員会指示の有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）



New!

令和8年4月1日から 届出制の導入

【目的】

くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため

- 届出の種類は3つ。
 - ① 釣り人（遊漁者）
 - ② 遊漁船業者
 - ③ プレジャーボート等の遊漁船以外の船舶を運航する人

届出制の概要

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に	
届出対象	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者
届出内容	<p>くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者</p> <p>全ての遊漁船以外の船舶(プレジャーボート等)運航者</p> <p>くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者</p> <p>氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 住所 電話番号 電子メールアドレス 船名 遊漁船登録番号 入出港する予定の場所</p> <p>氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 住所 電話番号 電子メールアドレス 船名 遊漁船登録番号 入出港する予定の場所</p> <p>氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 住所 電話番号 電子メールアドレス 船名 遊漁船登録番号 入出港する予定の場所</p>
届出期間	令和8年1月1日(木)から令和8年3月20日(金)まで
届出単位	<ul style="list-style-type: none"> 案内しようとする海域ごと 案内しようとする船舶ごと
届出方法	インターネット/LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等
届出をしなければならぬ場合	農林水産大臣から裏付命令を発出
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要

水産資源ごとの検討状況（令和7年10月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カタクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日		令和7年1月からTAC管理開始
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日			令和7年4月からTAC管理開始
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			
ソウハチ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカノ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			令和7年1月からTAC管理開始
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ヘニスワガニ日本海系群（知事許可水域）	令和5年5月22日	令和7年1月20日	令和7年3月24日			令和7年9月からTAC管理開始
ヘニスワガニ日本海系群（大臣許可水域）		令和7年2月12日	令和7年3月19日			令和7年9月からTAC管理開始
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	令和7年7月29日	今後開催			
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				

くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

背景

令和7年2月28日付で筑前海区漁業調整委員会から適当である旨の答申をいただいた、「特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱」に基づき、令和7管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について報告するもの。

変更内容

徳島県大型魚と本県小型魚の交換（令和7年8月1日告示）

- ・令和7年6月からくろまぐろ（大型魚）の漁獲が急激に積み上がり、4～9月の目安である38トンを超えたため、漁業者間の自主的な取り組みにより採捕を停止。
- ・令和7年6月23日にクロマグロ部会から「小型魚と大型魚の交換を実施し、増枠した分の大型魚を採捕したい」との要望あり。
- ・このため、他県との融通調整を行い、徳島県大型魚の枠と本県小型魚の枠で3トンの交換が整ったため、知事管理漁獲可能量の変更を行ったもの。

福岡県知事管理漁獲可能量

	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	24.1 トン	21.1 トン
くろまぐろ（大型魚）	47.5 トン	50.5 トン

大中型まき網漁業大型魚と本県小型魚の交換（令和7年11月18日告示）

- ・令和7年10月から大型魚の採捕を再開（残り7.3トン）。
- ・令和7年9月16日にクロマグロ部会で「小型魚と大型魚の交換を実施し、増枠したい」との要望あり。
- ・このため、水産庁の融通要望調査に要望書を提出し、大中型まき網漁業大型魚の枠と本県小型魚の枠で3.5トンの交換が整ったため、知事管理漁獲可能量の変更を行ったもの。

福岡県知事管理漁獲可能量

	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	21.1 トン	17.6 トン
くろまぐろ（大型魚）	50.5 トン	54.0 トン

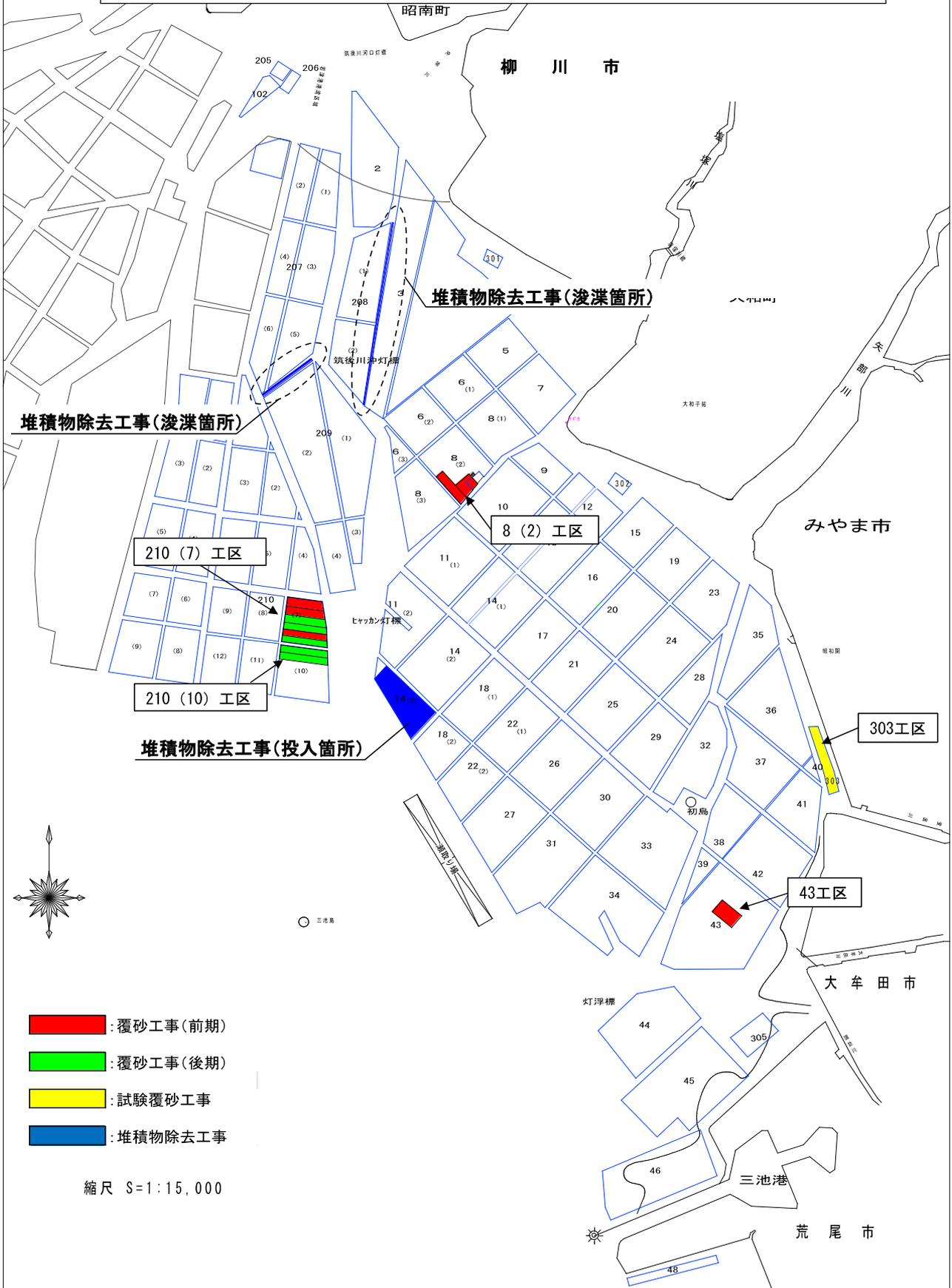
福岡県有明海区漁業調整委員会資料

令和8年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和8年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和8年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福 岡 県
水産振興課漁場整備係

1. 令和8年度 水産基盤整備事業実施予定位置図



2. 令和8年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

令和8年度水産基盤整備事業概要

福岡県水産振興課

①覆砂工事

【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	210(7)	柳川市地先	R8年5月上旬～8月下旬	覆砂 280,000 m ²	砂厚 35cm
	〃	〃	210(10)	柳川市地先	R8年5月上旬～8月下旬	〃 101,000 m ²	砂厚 35cm
			2漁場			381,000 m ²	

【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	8(2)	柳川市地先	R8年5月上旬～8月下旬	覆砂 86,000 m ²	砂厚 35cm
	〃	〃	43	大牟田市地先	R8年5月上旬～8月下旬	〃 59,000 m ²	砂厚 35cm
水産基盤整備調査事業	〃	〃	303	大牟田市地先	R8年5月上旬～8月下旬	試験覆砂 4,000 m ²	砂厚 20・35cm
			3漁場			計 149,000 m ²	

合計 530,000 m²

②堆積物除去

【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	沖端川河口域	柳川市地先	R8年5月上旬～8月下旬	堆積物除去 12,000 m ²	
	〃	〃	筑後川河口域	柳川市地先	R8年5月上旬～8月下旬	〃 8,000 m ²	
						計 20,000 m ²	

3 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要

①覆砂工事について

- 1 施工箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。

②堆積物除去工事について

- 1 浚渫箇所及び投入箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 浚渫箇所にたまった堆積物を、グラブ浚渫船等にて掘削します。
- 4 掘削した堆積物を、土運船等にて投入箇所まで運搬し、投入します。
- 5 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。